

第 1 9 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 1 月 1 8 日

上富良野町農業委員会

第19回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成25年1月18日(金) 午後 1時30分から午後 2時12分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈	7	井村 昭次
8	杉本 隆一	9	岡和田 淳	10	石橋 信次
11	富田 成一	12	青地 修		

4 欠席委員 2名

席順	委員名
4	一色 悟
13	中瀬 実

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条並びに第5条の規定に基づく諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主査	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より、第19回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
7番 井村昭次 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

局長 本日の総会は会長が欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の会長の職務を代理する者は、上富良野町農業委員会規則第2条の定めにより、あらかじめ互選されておりますので、12番青地修委員を議長として会議を進めてまいります。宜しくお願い致します。

議長 改めまして 明けましておめでとうございます。新しい年を迎え、最初の総会ということで、恙なく清々しい気持ちで進めばいいなと思っておりましたが、先程から話がありました用に、昨年末からの〇〇さんの土地の件に関しまして、先行きが全く見えてない状態でございます。今後とも担当委員さんと事務局とご苦労されると思いますけれども宜しくお願ひしたいと思ひます。今日は新年会も有りますので、気持ちよくやっけていければいいなと思ひておひます。

それではこれより、会議を進めさせていただきます。

ただいまの出席委員は、11名であります。

定数に達してありますので、これより第19回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 **日程第1 会議録署名委員の決定**は、会議規則第13条第2項により議長において、1番 長谷川 裕見 君、2番 三好 利和 君を指名いたします。

議長 **日程第2 報告第1号「農地法第4条及び第5条の諮問の答申について」**の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 農地法第4条及び第5条の諮問の答申、3件の報告をいたします。
「報告第1号朗読」

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「ありません」の声あり

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。
報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった 貸主 ○○○○○、借主 ○○○○ ほか4件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

事務局長 この5件の案件ですが、全て賃貸借の解約なのですけれども、それぞれ借主の方が息子さんに借入移譲をするという事で、それにあたりその貸主さんとは一旦解約をして、再度、息子さんの経営移譲受けた方と同じ人達が賃貸借を結ぶという内容になります。

議 長 他に発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 「日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。公益財団法人 北海道農業公社から、下記のとおり利用権の設定(賃貸借3件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。平成25年1月18日提出 上富良野町長 向山 富夫。
農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 賃13番、14番、15番について、提案に関する補足説明を願います。 「事務局」

事務局 賃13番、14番、15番は、○○○の○○○○さん、○○○○さんが公益財団法人北海道農業公社の売却した農地です。公社と買受計画者との間で、5年間の賃貸借を行い、平成29年の期間満了後は売買するものです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

議 長 先程聞こうと思ったけど、有限会社とか株式会社は分かるけれど合同会社ってどんな形なのでしょう？

局 長 会社法が変わって、有限会社がなくなって、合同会社になったという事です。上富良野では、2件の法人があります。

議 長 解りました。

議 長 ほか、ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、賃13番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃14番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃15番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○ ほか9件について同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。
平成25年1月18日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。

議 長 議案第1号1番、2番について、提案に関する補足説明をお願いします。
9番 岡和田 淳 委員。

岡和田委員 9番 岡和田です。議案第1号1番、2番の補足説明いたします。
1番は、○○○○さんと○さんは親子で、経営移譲に伴う申請です。
○○○○さんの全部の農地を使用貸借します。
2番につきましては、○○○○さんと○○○○さんとの集積計画による賃貸借を解約し、残存期間の賃貸借をするという事でございます。
賃貸借価格は、集積計画と同額とします。慎重審議、よろしく申し上げます。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号1番、2番の質疑に入ります。発言はありますか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号3番、4番、5番、6番について、提案に関する補足説明をお願いします。 11番 富田成一 委員。

富田委員 11番 富田です。議案第1号3番、4番、5番、6番の補足説明いたします。
○○○○さんと○さんは親子関係で、経営移譲に伴う申請です。
3番は、○○○○さんの全部の農地を使用貸借するものです。
4・5・6番の○○○○○さん、○○○○○さん、○○○さんと○○○○○さんとの集積

計画による賃貸借を解約し、残存期間を〇〇〇〇〇さんと賃貸借するという事がございます。 賃貸借価格は、集積計画と同額とするという事でございます。 慎重審議、よろしくお願ひします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号3番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。これより、議案第1号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号4番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。これより、議案第1号4番を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第1号5番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第1号6番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第1号7番、8番について、提案に関する補足説明をお願いします。
3番 白井一宏 委員。

白井委員 3番 白井です。議案第1号7番、8番の補足説明いたします。
〇〇〇〇さんは、昨年度の総会で〇〇〇〇さんから経営移譲をされています。
〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんと集積計画による賃貸借を解約し、
〇〇〇〇さんが残存期間の賃貸借をするものです。場所は、〇〇〇の所で皆さんご
存知かと思います。賃貸借価格は、集積計画と同額とします。
慎重審議、よろしくをお願いします。

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号7番、8番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。

議長 これより、議案第1号7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、議案第1号8番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第1号9番について、提案に関する補足説明をお願いします。
1番 長谷川裕見 委員。

長谷川委員 1番 長谷川です。議案第9番の補足説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇
〇さんは、〇〇〇さんの離農のため、利用集積により10年の賃貸借をしてい
ました。期間満了となったため、賃貸借の継続のための申請となっております。
所在地については、〇〇〇道路の北西の高台にある、山林に囲まれた農地と道
路と河川に隣接する農地です。慎重審議、よろしくをお願いします。

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号9番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。

これより、議案第1号9番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号10番について、提案に関する補足説明をお願いします。 事務局。

事務局 議案第1号10番の補足説明いたします。 ○○○○さんと○○さんは親子で、
経営移譲に伴う申請となっております。慎重審議、よろしく願います。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号10番の質疑に入ります。発言はありますか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第2号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を
議題といたします。事務局より、議案第2号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用
申請のあった転用計画者 有限会社 ○○○○○○ について、審議を求める。
平成25年1月18日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
許可申請は、農業振興地域外の農用地区域ですが、農地整備に伴う一時転用で、
農振地域担当部署との協議いたしました。計画に問題はないと確認しています。
審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。
以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長 議案第2号について、提案に関する補足説明を願います。 2番 三好 委員。

三好委員 2番、三好です。議案第2号について、ご説明いたします。所在地 北○○号と
東○線道路交差点の南東の急傾斜地です。内容は、傾斜をなくすため、土砂を採
取して土砂は牛舎建設地の土盛りに使用する。終了後は、草地にする予定です。
この土地はですね、今年の6月から9月末まで同じ一時転用が有りまして、去年
は結局、農地にならなかったということで、事実上の期間延長という形になりま
す。慎重審議、よろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

議 長 前回の期間はいつまで？

局長 9月末までです。

議長 牛舎数とか規定とか何か 関係はないですか。

局長 特にないです。

議長 ○○の幹旋会から 傾斜の急な農地だったため火山灰をとり 土地を平らにしたい、と言っていた。

議長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第2号を採決いたします。本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 議案第3号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。事務局より、議案第3号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による転用申請のあった土地所有者 ○○○○、転用計画者 株式会社○○○○について審議を求め。平成25年1月18日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

申請は、農地整備に伴う粘土採取のための一時転用です。許可申請地は農地整備に伴う粘土採取のための一時転用で、農業振興地域内の農用区域ですが、農振地域担当部署との協議し、計画に問題はないと確認しています。また、中山間地域の補助対象区域外の農地です。審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。以下、内容を朗読いたします。 「議案第5号朗読」

議長 議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。 11番 富田委員

富田委員 11番 富田です。農地の経過について説明致します。傾斜のきつい水田と畑で、粘土質土壌の改良整備のため粘土の採取を行う、という事でございます。終了後は、畑として利用するという事でございます。所在地なんですけれども、北○○号と北○○号の間にあり、西○線道路に面している農地でございます。慎重審議、よろしく願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第3号を採決いたします。本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第19回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 2時12分

上記第19回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成25年1月18日

上富良野町農業委員長職務代理 青地 修 ⑩

上富良野町農業委員 長谷川 裕 見 ⑩

上富良野町農業委員 三好 利 和 ⑩